



平成 27 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス  
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄  
(コード番号 5998 東証第 1 部)  
問合せ先 常務取締役最高財務責任者 大野 俊也  
(TEL. 03-3822-5865)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、平成27年5月1日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更案第24条(取締役の責任免除)及び第33条(社外監査役の責任免除)として新設するものであります。なお、変更案第24条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。この売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、東京証券取引所に上場する企業としてかかる趣旨を尊重し、議案「株式併合の件」が承認可決されること及び当該議案に係る株式併合の効力が発生することを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 上記(2)の株式併合の効力発生を条件とする変更につきましては、平成27年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、本附則は変更の効力が発生した日の翌日をもって削除するものといたします。
- (4) 上記条文の変更に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第5条 【 条文省略 】</p> <p>第2章 株 式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>125,000,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000</u>株と する。</p> <p>第8条～第10条 【 条文省略 】</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 【 条文省略 】</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第17条～第23条 【 条文省略 】</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第24条</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第5条 【 現行定款どおり 】</p> <p>第2章 株 式  (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>12,500,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100</u>株とす る。</p> <p>第8条～第10条 【 現行定款どおり 】</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 【 現行定款どおり 】</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第17条～第23条 【 現行定款どおり 】</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第24条 当社は、<u>会社法第427条第1</u> <u>項の規定により、業務執行取締役</u> <u>等でない取締役との間に、同法第</u> <u>423条第1項の損害賠償責任</u> <u>を限定する契約を締結すること</u> <u>ができる。ただし、当該契約に基</u> <u>づく損害賠償責任の限度額は、法</u> <u>令が規定する額とする。</u></p> <p>第25条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">【 条文省略 】</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>25</u>条～第<u>31</u>条 【 条文省略 】</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第<u>32</u>条 【 条文省略 】</p> <p>第6章 計算 第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 【 条文省略 】</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">【 現行定款どおり 】</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第<u>26</u>条～第<u>32</u>条 【 現行定款どおり 】</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任免除)</p> <p>第<u>33</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>34</u>条 【 現行定款どおり 】</p> <p>第6章 計算 第<u>35</u>条～第<u>37</u>条 【 現行定款どおり 】</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>第6条及び第7条の変更は、第67期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成27年10月1日をもって当該変更の効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は当該変更の効力が発生した日の翌日をもって削除する。</u></p>